

定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の注記 計算書類の注記

**(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)**

上記の事項につきましては、法令及び定款第25条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.smfg.co.jp>) に掲載することにより開示しております。

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

連結計算書類の注記

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記＞

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。
また、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結される子会社及び子法人等 354社

主要な会社名 株式会社三井住友銀行
株式会社SMBC信託銀行
三井住友ファイナンス＆リース株式会社
SMBC日興証券株式会社
SMBCフレンド証券株式会社
三井住友カード株式会社
株式会社セディナ
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社
株式会社日本総合研究所
三井住友アセットマネジメント株式会社
株式会社みなど銀行
株式会社関西アーバン銀行
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
三井住友銀行（中国）有限公司
SMBC信用保証株式会社
SMBC Capital Markets, Inc.

三井住友アセットマネジメント株式会社及びSMFLキャピタル株式会社他60社は株式取得等により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等としております。

また、さくらカード株式会社他48社は合併等により子会社及び子法人等でなくなったため、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

(2)非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.

非連結の子会社169社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第63条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、非連結の子法人等の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用の非連結の子法人等 5社

主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.

(2)持分法適用の関連法人等 49社

主要な会社名 PT Bank Tabungan Pensiunan Nasional Tbk

住友三井オートサービス株式会社

大和住銀投信投資顧問株式会社

当連結会計年度より、2社を議決権の所有割合の増加等により持分法適用の関連法人等としております。

また、三井住友アセットマネジメント株式会社他6社は株式取得により子会社となったこと等により、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等から除外しております。

(3)持分法非適用の非連結の子会社

持分法非適用の非連結の子会社169社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第69条第1項第2号により、持分法非適用としております。

(4)持分法非適用の関連法人等

主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd.

持分法非適用の関連法人等の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

3. 会計方針に関する事項

(1)特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っています。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2)有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式（外国株式を含む）については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。

(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（賃貸資産及びリース資産を除く）

当社及び連結される子会社である株式会社三井住友銀行の有形固定資産は、定額法（ただし、建物以外については定率法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他の 2年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

③賃貸資産

主にリース期間又は資産の見積耐用年数を償却年数とし、期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。

④リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のな書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

連結される子会社である株式会社三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は288,145百万円であります。

(6)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ）への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(9)ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「SMBCポイントパック」やクレジットカードのポイント制度等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11)利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の返還損失見込額を計上しております。

(12)特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関する事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

(13)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(14)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び連結される子会社である株式会社三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(15)リース取引等に関する収益及び費用の計上基準

①ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。

②オペレーティング・リース取引の収益の計上基準

主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

③割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準

主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。

(16)重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

②為替変動リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う

通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

③株価変動リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、その他有価証券から生じる株価変動リスクを相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

④連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、株式会社三井住友銀行以外の一部の連結される子会社及び子法人等において、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

(17)のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。ただし、金額に重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

(18)消費税等の会計処理

当社並びに連結される国内子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<会計基準等の改正に伴う会計方針の変更>

一部の連結される国内子会社及び子法人等は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を適用し、当連結会計年度から、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

<追加情報>

(繰延税金資産の回収可能性)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の連結される国内子会社は、平成29年度より連結納税制度を適用することについて国税庁長官の承認を受けたため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」

(実務対応報告第5号 平成27年1月16日) 及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に905百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は5,977,541百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,112,106百万円であります。
4. 貸出金のうち、破綻先債権額は34,441百万円、延滞債権額は558,855百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は22,434百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は252,790百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は868,521百万円であります。
なお、上記4.から7.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は802,664百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	72,981百万円
買入金銭債権	29,021百万円
特定取引資産	2,315,475百万円
有価証券	3,544,026百万円
貸出金	8,239,227百万円
リース債権及びリース投資資産	4,303百万円
有形固定資産	9,112百万円
その他資産（延払資産等）	564百万円

担保資産に対応する債務

預金	37,944百万円
売現先勘定	1,436,571百万円
債券貸借取引受入担保金	6,072,016百万円
借用金	6,922,810百万円
その他負債	24,752百万円
支払承諾	193,294百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金12,688百万円、特定取引資産111,189百万円、有価証券7,617,741百万円、貸出金1,593,035百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金1,264,271百万円、保証金114,293百万円、先物取引差入証拠金61,086百万円及びその他の証拠金等32,119百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,035,638百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが46,185,404百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 連結される子会社である株式会社三井住友銀行及びその他の一部の連結される子会社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、一部の持分法適用の関連法人等も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結される子会社である株式会社三井住友銀行

平成10年3月31日及び平成14年3月31日

その他の一部の連結される子会社及び持分法適用の関連法人等

平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結される子会社である株式会社三井住友銀行

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

その他の一部の連結される子会社及び持分法適用の関連法人等

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 1,129,612百万円

13. 有形固定資産の圧縮記帳額 63,213百万円

14. 借用金には、劣後特約付借入金284,200百万円が含まれております。

15. 社債には、劣後特約付社債2,158,167百万円が含まれております。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,974,118百万円であります。

17. ストック・オプションに関する事項は下記のとおりであります。

(1)ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 638百万円

(2)ストック・オプションの権利不行使による失効により当連結会計年度に利益として計上した金額

その他の経常収益 19百万円

(3)ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

①当社

(1)ストック・オプションの内容

決議年月日	平成22年7月28日	平成23年7月29日	平成24年7月30日	平成25年7月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 69	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 3 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 67
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 102,600	普通株式 268,200	普通株式 280,500	普通株式 115,700
付与日	平成22年8月13日	平成23年8月16日	平成24年8月15日	平成25年8月14日
権利確定条件	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点
対象勤務期間	平成22年6月29日から平成22年度に関する定時株主総会終結時まで	平成23年6月29日から平成23年度に関する定時株主総会終結時まで	平成24年6月28日から平成24年度に関する定時株主総会終結時まで	平成25年6月27日から平成25年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	平成22年8月13日から平成52年8月12日まで	平成23年8月16日から平成53年8月15日まで	平成24年8月15日から平成54年8月14日まで	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで

決議年月日	平成26年7月30日	平成27年7月31日	平成28年7月26日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社の取締役 10 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 67	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 4 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 68	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 5 株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員 73
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 121,900	普通株式 132,400	普通株式 201,200
付与日	平成26年8月15日	平成27年8月18日	平成28年8月15日
権利確定条件	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点	当社及び株式会社三井住友銀行の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点
対象勤務期間	平成26年6月27日から平成26年度に関する定時株主総会終結時まで	平成27年6月26日から平成27年度に関する定時株主総会終結時まで	平成28年6月29日から平成28年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	平成26年8月15日から平成56年8月14日まで	平成27年8月18日から平成57年8月17日まで	平成28年8月15日から平成58年8月14日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(ロ)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数（注）

決議年月日	平成22年7月28日	平成23年7月29日	平成24年7月30日	平成25年7月29日
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	29,000	131,200	146,300	89,500
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	2,200	41,100	14,800	2,800
未確定残	26,800	90,100	131,500	86,700
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	60,600	128,400	121,800	24,900
権利確定	2,200	41,100	14,800	2,800
権利行使	2,700	1,700	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	60,100	167,800	136,600	27,700

決議年月日	平成26年7月30日	平成27年7月31日	平成28年7月26日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	109,700	132,400	—
付与	—	—	201,200
失効	—	1,200	—
権利確定	10,500	8,600	—
未確定残	99,200	122,600	201,200
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	10,600	—	—
権利確定	10,500	8,600	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	21,100	8,600	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成22年7月28日	平成23年7月29日	平成24年7月30日	平成25年7月29日
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	4,337	4,500	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	2,215	1,872	2,042	4,159

決議年月日	平成26年7月30日	平成27年7月31日	平成28年7月26日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	3,661	4,904	2,811

(ハ)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (a)使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル
 (b)主な基礎数値及び見積方法

決議年月日	平成28年7月26日
株価変動性 (注)1	32.20%
予想残存期間 (注)2	4年
予想配当 (注)3	150円/株
無リスク利子率 (注)4	△0.17%

- (注) 1. 4年間（平成24年8月16日から平成28年8月15日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出しております。
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、当社及び株式会社三井住友銀行の役員の平均的な就任期間にに基づき見積もりを行っております。
 3. 付与日時点の、平成29年3月期の普通株式予想配当によります。
 4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(ニ)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

②連結される子会社である株式会社関西アーバン銀行

(イ)ストック・オプションの内容

決議年月日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数(人)	取締役 9 取締役を兼務しない執行役員 14 使人 46	取締役 10 取締役を兼務しない執行役員 14 使人 48		
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 16,200	普通株式 11,500	普通株式 17,400	普通株式 11,200
付与日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成20年6月30日から 平成28年6月29日まで	平成20年6月30日から 平成28年6月29日まで	平成21年6月29日から 平成29年6月28日まで	平成21年6月29日から 平成29年6月28日まで

決議年月日	平成20年6月27日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(人)	取締役 9 取締役を兼務しない執行役員 16 使人 45	取締役 11 取締役を兼務しない執行役員 14 使人 57
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 28,900	普通株式 35,000
付与日	平成20年7月31日	平成21年7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成22年6月28日から 平成30年6月27日まで	平成23年6月27日から 平成31年6月26日まで

(注) 平成26年10月1日付で実施した普通株式10株を1株とする株式併合を勘案した株式数に換算して記載しております。

(口)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数（注）

決議年月日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日	平成19年6月28日
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	6,200	4,000	7,800	5,100
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	6,200	4,000	1,600	100
未行使残	—	—	6,200	5,000

決議年月日	平成20年6月27日	平成21年6月26日
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	20,000	28,800
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	3,800	3,800
未行使残	16,200	25,000

（注）平成26年10月1日付で実施した普通株式10株を1株とする株式併合を勘案した株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日	平成19年6月28日
権利行使価格 (円)	4,900	4,900	4,610	4,610
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,380	1,380	960	960

決議年月日	平成20年6月27日	平成21年6月26日
権利行使価格 (円)	3,020	1,930
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	370	510

(ハ)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

③連結される子法人等である株式会社みなと銀行

(イ)ストック・オプションの内容

決議年月日	平成24年6月28日	平成25年6月27日	平成26年6月27日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数(人)	取締役 7 執行役員 12	取締役 7 執行役員 12	取締役 7 執行役員 16	取締役 7 執行役員 17
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 36,800	普通株式 33,400	普通株式 32,000	普通株式 20,000
付与日	平成24年7月20日	平成25年7月19日	平成26年7月18日	平成27年7月17日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいづれかの地位を喪失した時点	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいづれかの地位を喪失した時点	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいづれかの地位を喪失した時点	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員のいづれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	平成24年6月28日から平成24年度に関する定時株主総会終結時まで	平成25年6月27日から平成25年度に関する定時株主総会終結時まで	平成26年6月27日から平成26年度に関する定時株主総会終結時まで	平成27年6月26日から平成27年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	平成24年7月21日から平成54年7月20日まで	平成25年7月20日から平成55年7月19日まで	平成26年7月19日から平成56年7月18日まで	平成27年7月18日から平成57年7月17日まで

決議年月日	平成28年6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	取締役 7 執行役員 17
ストック・オプションの数(株)(注)	普通株式 38,000
付与日	平成28年7月21日
権利確定条件	株式会社みと銀行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	平成28年6月29日から平成28年度に関する定期株主総会終結時まで
権利行使期間	平成28年7月22日から平成58年7月21日まで

(注) 平成28年10月1日付で実施した普通株式10株を1株とする株式併合を勘案した株式数に換算して記載しております。

(口)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数(注)

決議年月日	平成24年6月28日	平成25年6月27日	平成26年6月27日	平成27年6月26日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	13,100	14,200	18,600	17,600
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	1,200	600
未確定残	13,100	14,200	17,400	17,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	21,400	18,600	11,600	1,900
権利確定	—	—	1,200	600
権利行使	2,500	2,900	1,900	—
失効	—	—	—	—
未行使残	18,900	15,700	10,900	2,500

決議年月日	平成28年6月29日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	38,000
失効	1,000
権利確定	3,600
未確定残	33,400
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	3,600
権利行使	—
失効	—
未行使残	3,600

(注) 平成28年10月1日付で実施した普通株式10株を1株とする株式併合を勘案した株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成24年6月28日	平成25年6月27日	平成26年6月27日	平成27年6月26日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,343	2,343	2,343	—
付与日における公正な評価単価(円)	1,320	1,660	1,810	3,090

決議年月日	平成28年6月29日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	1,530

(ハ)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(a)使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

(b)主な基礎数値及び見積方法

決議年月日	平成28年6月29日
株価変動性 (注)1	33.31%
予想残存期間 (注)2	2年
予想配当 (注)3	5円/株
無リスク利子率 (注)4	△0.33%

(注) 1. 2年間（平成26年7月22日から平成28年7月21日まで）の各取引日における株式会社みなど銀行普通株式の普通取引の終値に基づき算出しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、株式会社みなど銀行の役員の平均的な就任期間に基づき見積もりを行っております。
3. 平成28年3月期の配当実績によります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(ニ)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

18. 企業結合等関係

(取得による企業結合)

三井住友ファイナンス＆リース株式会社による日本GE合同会社の連結子会社化

当社の連結される子会社である三井住友ファイナンス＆リース株式会社（以下、「SMFL」）は、米国のGeneral Electric Companyとの間で平成27年12月15日に合意した契約に基づき、平成28年4月1日に日本GE合同会社（以下、「日本GE」）の全持分を取得し、同社及び同社が保有するリース関連子会社5社を連結される子会社といたしました。取得による企業結合の概要は、次のとおりであります。

なお、日本GEは平成28年9月5日付で株式会社に組織変更し、SMFLキャピタル株式会社に商号変更しております。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 日本GE合同会社

事業の内容 総合リース業

②企業結合を行った主な理由

SMFLと日本GE両社のノウハウやリソースを相互に活用していくことにより、国内リース市場においてトップ

クラスのポジションを盤石なものとし、SMFGグループ全体の企業価値の一層の向上を図ることを狙いとして、日本GEを取得いたしました。

③企業結合日

平成28年4月1日

④企業結合の法的形式

持分の取得

⑤結合後企業の名称

株式会社三井住友フィナンシャルグループ[¶]

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

SMFLが取得の対価として現金を交付したため。

(2)連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	180,959百万円
取得原価		180,959百万円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 751百万円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

13,632百万円

②発生原因

取得原価が企業結合における時価純資産の持分相当額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

①資産の額

資産合計	669,763百万円
うちリース債権及びリース投資資産	394,459百万円

②負債の額

負債合計	502,042百万円
うち借用金	436,526百万円

(7)取得原価のうちのれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額	76,027百万円	償却期間	11年
うち顧客関連資産	76,027百万円	償却期間	11年

(8)企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

企業結合日が当連結会計年度の開始日（平成28年4月1日）であるため、該当事項はありません。

（取得による企業結合）

株式会社三井住友銀行による三井住友アセットマネジメント株式会社の連結子会社化

当社の連結される子会社である株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）は、住友生命保険相互会社、三井住友海上火災保険株式会社及び三井生命保険株式会社との間で平成28年5月12日に合意した契約に基づき、平成28年7月29日に、三井住友アセットマネジメント株式会社（以下、「SMAM」）の普通株式を取得し、同社及び同社の子会社7社を連結される子会社といたしました。

なお、当社は、平成28年10月1日、三井住友銀行からSMAMの普通株式を現物配当により取得したことで、同社を直接出資子会社といたしました。

取得による企業結合の概要は、次のとおりであります。

①企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	三井住友アセットマネジメント株式会社
事業の内容	投資運用業、投資助言・代理業等

②企業結合を行った主な理由

資産運用業界が年々拡大傾向にある中、SMFGグループの経営資源を活用することでSMAMの成長を図り、SMFGグループにおける資産運用事業の国内基盤を強化するため、SMAMを連結される子会社といたしました。

③企業結合日

平成28年7月29日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

⑥取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	40%
企業結合日に追加取得した議決権比率	20%
取得後の議決権比率	60%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

三井住友銀行がSMAMの議決権の過半数を取得し、連結される子会社としたため。

(2)連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

平成28年7月1日をみなし取得日としているため、連結損益計算書上、平成28年4月1日から平成28年6月30日までの被取得企業に係る損益は、持分法による投資損益として計上しております。

(3)被取得企業の取得原価及びその内訳

企業結合直前に所有していたSMAMの普通株式の企業結合における時価	40,572百万円
企業結合日に追加取得したSMAMの普通株式の対価（現金）	20,286百万円
被取得企業の取得原価	60,858百万円

(4)被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

被取得企業の取得原価	60,858百万円
取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額	31,532百万円
差額（段階取得に係る差益）	29,325百万円

(5)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 8百万円

(6)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

38,053百万円

②発生原因

取得原価が企業結合における時価純資産の持分相当額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

③償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

(7)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

①資産の額

資産合計	50,524百万円
うち有価証券	13,466百万円

②負債の額

負債合計	12,516百万円
------	-----------

(8)取得原価のうちのれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額	13,908百万円	償却期間	14年
うち市場関連資産	4,288百万円	償却期間	20年
うち顧客関連資産	9,620百万円	償却期間	11年

(9)企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

<連結損益計算書に関する注記>

1. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. その他の経常収益には、株式等売却益80,307百万円を含んでおります。
4. その他の経常費用には、貸出金償却87,792百万円、株式等償却14,859百万円及び延滞債権等売却損13,204百万円を含んでおります。
5. その他の特別利益は、段階取得に係る差益29,325百万円であります。
6. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	営業用店舗 11ヵ店	土地、建物等	518百万円
	共用資産 10物件		371百万円
	遊休資産 57物件		3,650百万円
	その他 6物件		58百万円
近畿圏	営業用店舗 16ヵ店	土地、建物等	285百万円
	共用資産 1物件		32百万円
	遊休資産 36物件		893百万円
	その他 2物件		1百万円
その他	営業用店舗 7ヵ店	土地、建物等	274百万円
	遊休資産 15物件		292百万円
	その他 10物件		86百万円
—	—	のれん	42,995百万円

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。

当連結会計年度は、株式会社三井住友銀行では遊休資産について、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、営業用店舗、共用資産及び遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

のれんについては、主として連結される子会社及び子法人等単位にグルーピングを行っております。当連結会計年度は、SMBCフレンド証券株式会社に係るのれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、当連結会計年度末におけるのれんの未償却残高全額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額としており、正味売却価額は再評価した企業価値に基づき算出しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,414,055,625	—	—	1,414,055,625	
合　計	1,414,055,625	—	—	1,414,055,625	
自己株式					
普通株式	46,830,882	24,993	42,826,992	4,028,883	(注) 1, 2
合　計	46,830,882	24,993	42,826,992	4,028,883	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加24,993株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 2. 普通株式の自己株式の減少42,826,992株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少6,128株並びに連結される子会社である株式会社三井住友銀行が保有しておりました当社株式を売却したことによる減少42,820,864株であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプション としての新株予約権						3,206	
連結子会社							276	
合　計							3,482	

4. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	105,753	75	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	105,752	75	平成28年9月30日	平成28年12月2日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	105,752	利益剰余金	75	平成29年3月31日	平成29年6月30日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループでは、銀行業務を中心とし、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

当社グループでは、これらの事業において、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借用金、社債等による資金調達を行っております。また、顧客のヘッジニーズに対応する目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的（以下、「ALM目的」）や、金利・通貨等の相場の短期的な変動を利用して利益を得る目的（以下、「トレーディング目的」）で、デリバティブ取引を行っております。なお、当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行では、ALM目的の取引は市場資本部及び市場運用部、トレーディング目的の取引は市場営業部（アジア・大洋州地域においてはALM目的・トレーディング目的共にアジア・大洋州トレジャリー部）が行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当社グループが保有する主な金融資産は、国内外の法人向けや国内の個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券や国内外の株式等の有価証券であります。国債等の債券につきましては、ALM目的のほか、トレーディング目的、満期保有目的等で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の財務状況の悪化等に起因して当該資産の価値が減少・滅失する信用リスクや金利、為替、株価等の相場が変動することにより損失を被る市場リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる市場流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

②金融負債

当社グループが負う金融負債には、預金のほか、借用金、社債等が含まれます。預金は、主として国内外の法人と国内の個人預金であり、借用金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、市場リスクのほか、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる資金流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

③デリバティブ取引

当社グループで取り扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利、通貨、株式、債券、商品に係る先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引及びクレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等があります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場リスク、取引相手の財務状況の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

なお、ALM目的で取り組むデリバティブ取引につきましては、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としております。グループ各社は、当社の定めた基本方針に基づいてリスク管理態勢を整備しており、企画部とともにグループ全体のリスク管理を統括するリスク統括部が、グループ各社のリスク管理態勢の整備状況やリスク管理の実施状況をモニタリングし、必要に応じて適切な指導を行うことで、グループ各社で発生する様々なリスクについて網羅的、体系的な管理を行う体制となっております。

①信用リスクの管理

当社においては、グループ各社がその業務特性に応じた信用リスクを統合的に管理すること、個別与信や与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的かつ経常的に管理することなどに関する基本原則を定め、グループ全体の信用リスク管理の徹底を図っております。

(イ)信用リスクの管理体制

当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行では、信用リスク管理の基本方針等の重要な事項につきましては、経営会議で決定のうえ、取締役会の承認を得る体制としております。

リスク管理部門においては、投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程、稟議規程の制定及び改廃、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオの管理等、信用リスクの管理・運営を統括するとともに、リスク統括部と協働して、信用リスクの計量化（リスク資本、リスクアセットの算定）を行い、銀行全体の信用リスク量の管理を行っております。また同部は、リスクの状況をモニタリングするとともに、定期的に経営会議や取締役会等に報告を行っております。

また、投融資企画部の部内室のCPM室では、クレジットデリバティブや貸出債権の売却等を通じて与信ポートフォリオの安定化に努めております。

ホールセール部門・リテール部門等の業務部門においては、各部門内の所管審査部が中心となって、与信案件の審査、与信ポートフォリオの管理等を行っております。また、ホールセール部門では、融資管理部が、主に破綻懸念先以下に区分された与信先に対する債権の圧縮の方策の立案、実施に努めております。各部門においては、与信先の格付別に金額基準等を設けて与信の実行権限が定められており、信用リスクの程度が大きい与信先や与信案件につきましては、所管審査部が重点的に審査・管理を行っております。加えて、企業調査部が、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じて主要与信先の実態把握や信用悪化懸念先の早期発見に努めております。

更に、機動的かつ適切なリスクコントロール並びに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議機関として、各部門を横断する「信用リスク委員会」を設置しております。

なお、各部門から独立した監査部門が、定期的に、資産内容の健全性、格付・自己査定の正確性、信用リスク管理態勢の適切性についての内部監査を行い、経営会議や取締役会等に監査結果の報告を行っております。

(口)信用リスクの管理方法

株式会社三井住友銀行では、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、行内格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また、融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中長期的な維持・改善を図るため、次のとおり適切な信用リスクの管理を行っております。

・自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内に収めるため、内部管理上の信用リスク資本の限度枠として「信用リスク資本極度」を設定しております。その極度に基づき、業務部門別にガイドラインを設定し、定期的にその遵守状況をモニタリングしております。

・集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に銀行の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の業種に過度の信用リスクが集中しないように管理を行うとともに、大口与信先に対する上限基準値の設定や重点的なローンレビューの実施等を行っております。また、各国の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定し、カントリーリスクの管理を実施しております。

・企業実態把握の強化とリスクに見合った収益の確保

企業実態をきめ細かく把握し、信用リスクに見合った適正な収益を確保することを与信業務の大原則とし、信用コスト、資本コスト及び経費控除後収益の改善に取り組んでおります。

・問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権や今後問題が顕在化する懸念のある債権につきましては、ローンレビュー等により対応方針やアクションプランを明確化したうえで、劣化防止・正常化の支援、回収・保全強化策の実施等、早期の対応に努めております。

なお、一部のファンドに対する出資や証券化商品、クレジットデリバティブ等、間接的に社債や貸付債権等の資産（裏付資産）のリスクを保有する商品は、市場で売買されることから、裏付資産の信用リスクとともに市場リスク・市場流動性リスクを併せ持つ商品であると認識しております。こうした商品に関しては、裏付資産の特性を詳細に分析・評価して信用リスクの管理を行う一方、当該商品の市場リスク等につきましては、市場リスク・流動性リスク管理の体制の中で、網羅的に管理しております。また、それぞれのリスク特性に応じ各種ガイドラインを設定し、損失を被るリスクを適切に管理しております。

デリバティブ取引の信用リスクにつきましては、時価に基づく信用リスク額を定期的に算出し、適切に管理しております。取引の相手方が取引を頻繁に行う金融機関である場合には、倒産等により取引相手が決済不能となつた場合に各種の債権債務を一括清算することが可能となる一括清算ネットティング契約を締結するなど、信用リスクを抑制する運営を行っております。

②市場リスク・流動性リスクの管理

当社においては、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント、ミドル、バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確保することなどを基本原則として、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理を行っております。

(イ)市場リスク・流動性リスクの管理体制

当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行では、市場リスク・流動性リスク管理の基本方針、リスク管理枠等の重要な事項につきましては、経営会議で決定のうえ、取締役会の承認を得る体制としております。

また、市場取引を行う業務部門から独立した前記のリスク統括部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しております。同部は、市場リスク・流動性リスクの状況をモニタリングするとともに、定期的に経営会議や取締役会等に報告を行っております。

更に、各部門を横断する「ALM委員会」を設置し、市場リスク・流動性リスク枠の遵守状況の報告及びALMの運営方針の審議等を行っております。また、事務ミスや不正取引等を防止するため、業務部門（フロントオフィス）、管理部門（ミドルオフィス）及び事務部門（バックオフィス）それぞれの部門間での相互牽制体制を構築しております。

なお、各部門から独立した監査部門が、定期的に、これらのリスク管理態勢の適切性についての内部監査を行い、経営会議や取締役会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ)市場リスク・流動性リスクの管理方法

・市場リスクの管理

株式会社三井住友銀行では、市場取引に関する業務運営方針等に基づき、自己資本等を勘案して定める「リスク資本極度」の範囲内で、「VaR（バリュー・アット・リスク：対象金融商品が、ある一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額）」や損失額の上限値を設定し、市場リスクを管理しております。

なお、株式会社三井住友銀行では、VaRの計測にヒストリカル・シミュレーション法（過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを作成して損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法）を採用しております。バンキング業務（貸出金・債券等の資産、預金等の負債に係る金利・期間等のコントロー

ルを通じて利益を得る市場業務) 及びトレーディング業務(市場価格の短期的な変動や市場間の格差等を利用して利益を得る市場業務)につきましては、4年間のデータに基づき、1日の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。政策投資株式(上場銘柄等)の保有につきましては、10年間のデータに基づき、1年の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。

また、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなど市場リスクの各要素につきましては、「BPV(ベーシス・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの時価評価変化額)」など、各要素のリスク管理に適した指標に対して上限値を設定し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

当連結会計年度末日における株式会社三井住友銀行及びその他の主要な連結される子会社及び子法人等のVaRの合計値は、バンキング業務で474億円、トレーディング業務で236億円、政策投資株式(上場銘柄等)の保有で1兆5,445億円あります。

なお、これらの値は前提条件や算定方法等の変更によって異なる値となる統計的な値であり、将来の市場環境が過去の相場変動に比して激変するリスクを捕捉していない場合があります。

・流動性リスクの管理

株式会社三井住友銀行では、「資金ギャップの上限値の設定」、「コンティンジェンシープランの策定」及び「流動性補完の確保」の枠組みで資金流動性リスクを管理しております。資金ギャップとは、運用期間と調達期間のミスマッチから発生する、今後必要となる資金調達額であり、上限値の管理を行うことで、短期の資金調達に過度に依存することを回避しているほか、緊急時に備えて資金ギャップの上限値の引下げなどのアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。また、万一の市場混乱時にも資金調達に支障をきたさないよう、流動性補完として、米国債などの即時売却可能な資産の保有や緊急時借り入れ枠の設定等により調達手段を確保しております。

また、市場性商品やデリバティブ取引等に係る市場流動性リスクにつきましては、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別の取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等につきましては、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定するなどの管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、その他有価証券中の非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 ((3)参照) や子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
①現金預け金 (注)1	46,856,755	46,863,245	6,490
②コールローン及び買入手形 (注)1	1,870,376	1,872,041	1,665
③売現先勘定	899,897	901,214	1,316
④債券貸借取引支払保証金 (注)1	8,759,837	8,761,000	1,163
⑤買入金銭債権 (注)1	4,415,287	4,428,894	13,606
⑥特定取引資産			
売買目的有価証券	3,778,798	3,778,798	—
⑦金銭の信託	3,439	3,439	—
⑧有価証券			
満期保有目的の債券	1,173,423	1,180,318	6,895
その他有価証券	22,412,795	22,412,795	—
⑨貸出金			
貸倒引当金 (注)1	80,237,322 △ 360,465	81,964,043	2,087,186
⑩外国為替 (注)1	79,876,857		
⑪リース債権及びリース投資資産 (注)1	1,716,259 2,387,292	1,717,458 2,483,992	1,198 96,699
資産計	174,151,021	176,367,243	2,216,221
①預金	117,830,210	117,826,321	△ 3,888
②譲渡性預金	11,880,937	11,886,844	5,906
③コールマネー及び売渡手形	2,088,019	2,088,066	47
④売現先勘定	2,715,752	2,715,752	—
⑤債券貸借取引受入担保金	7,444,655	7,444,655	—
⑥コマーシャル・ペーパー	2,311,542	2,311,536	△ 6
⑦特定取引負債			
売付商品債券	2,071,583	2,071,583	—
⑧借用金	10,786,713	10,794,049	7,335
⑨外国為替	683,252	683,252	—
⑩短期社債	1,125,600	1,125,590	△ 9
⑪社債	8,129,232	8,333,946	204,713
⑫信託勘定借	1,180,976	1,180,976	—
負債計	168,248,478	168,462,576	214,097
デリバティブ取引 (注)2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	272,439	272,439	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(162,498)	(162,498)	—
デリバティブ取引計	109,940	109,940	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、外国為替並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
2. 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、() で表示しております。

(2)金融商品の時価の算定方法

資産

- ①現金預け金、②コールローン及び買入手形、③買現先勘定、④債券貸借取引支払保証金、⑨貸出金、⑩外国為替並びに⑪リース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、満期のない預け金や返済期限の定めのない当座貸越等につきましては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

また、残存期間が6ヶ月以内の短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、主として帳簿価額をもって時価としております。

残存期間が6ヶ月を超える取引につきましては、原則として、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結される子会社及び子法人等においては、約定金利により算出した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスク・プレミアム等を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、又は将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値等に基づいて算定していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

⑤買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権流動化に伴う劣後信託受益権につきましては、当該流動化に伴う信託における住宅ローン債権等の資産評価額から優先受益権等の評価額を差し引いた価額をもって時価としております。その他の取引につきましては、原則として⑨貸出金と同様の方法等により算定した価額をもって時価としております。

⑥特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券につきましては、原則として当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。

⑦金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を⑧有価証券と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

⑧有価証券

原則として、株式（外国株式を含む）につきましては当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均をもって時価としております。公募債等、株式以外の市場価格のある有価証券につきましては、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。

変動利付国債につきましては、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号）を踏まえ、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定した価額をもって時価としており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティ（変動性）が主な価格決定変数であります。市場価格のない私募債等につきましては、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の私募債等につきましては、貸出金と同様に、当該債券の帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。また、公募投資信託につきましては公表されている基準価格、私募投資信託等につきましては証券会社等より入手する基準価格又は純資産価格より算定した価額をもって時価としております。

負債

①預金、②譲渡性預金及び⑪信託勘定借

要求払預金、満期のない預り金等につきましては、帳簿価額を時価とみなしております。また、残存期間が6カ月以内の短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引につきましては、原則として、将来キャッシュ・フローの見積額を、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いた現在価値をもって時価しております。

③コールマネー及び売渡手形、④売現先勘定、⑤債券貸借取引受入担保金、⑥コマーシャル・ペーパー、⑧借用金、⑩短期社債並びに⑪社債

残存期間が6カ月以内の短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引につきましては、原則として、将来キャッシュ・フローの見積額を、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートで割り引いた現在価値をもって時価としております。なお、社債につきましては、証券会社の提示する利回り情報等から算出した割引レートによって割り引いた現在価値をもって時価としております。

⑦特定取引負債

トレーディング目的で行う売付債券等につきましては、原則として、当該債券等の当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。

⑨外国為替

他の銀行から受入れた外貨預り金等満期のない預り金につきましては、帳簿価額を時価とみなしております。

また、外国為替関連の短期借入金等の時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

デリバティブ取引

取引所取引につきましては、取引所等における最終の価格をもって時価としております。店頭取引のうち、金利・通貨・株式・債券及びクレジットデリバティブにつきましては、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。また、商品関連デリバティブ取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定した価額をもって時価としております。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (平成29年3月31日現在)
買入金銭債権	
市場価格のない買入金銭債権 (注)1	2,460
有価証券	
非上場株式等 (注)2	176,818
組合出資金等 (注)3	264,205
合計	443,485

- (注) 1. 市場価格がなく、合理的な価額の見積もりが困難である、エクイティ性の強い貸付債権信託受益権であります。
 2. 非上場株式等につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。
 3. 市場価格のない出資金等であります。組合等への出資のうち、組合の貸借対照表及び損益計算書を純額で取り込む方法により経理しているものについての出資簿価部分を含んでおります。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たりの純資産額	6,901円67銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	516円00銭

計算書類の注記

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法により行っています。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。
 - (2)無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (2)役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ）に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<追加情報>

(繰延税金資産の回収可能性)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(連結納稅制度の適用)

当社は、平成29年度より連結納稅制度を適用することについて国税庁長官の承認を受けたため、当事業年度より「連結納稅制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号 平成27年1月16日）及び「連結納稅制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号 平成27年1月16日）に基づき、連結納稅制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額
24百万円
3. 劣後特約付貸付金
関係会社長期貸付金には、劣後特約付貸付金1,355,332百万円が含まれております。
4. 劣後特約付社債
社債には、劣後特約付社債1,573,032百万円が含まれております。
5. 劣後特約付借入金
長期借入金には、劣後特約付借入金49,000百万円が含まれております。

6. 保証債務

株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して516,338百万円の保証を行っております。

7. 関係会社に対する短期金銭債権 752,609百万円

関係会社に対する長期金銭債権 3,424,217百万円

関係会社に対する短期金銭債務 1,230,145百万円

関係会社に対する長期金銭債務 266,700百万円

<損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営業収益 502,484百万円

営業費用 12,332百万円

営業取引以外の取引高 7,035百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社の自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	4,010,018	24,993	6,128	4,028,883	(注) 1, 2
合 計	4,010,018	24,993	6,128	4,028,883	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加24,993株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少6,128株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

子会社株式 938,939百万円

その他 43,860百万円

繰延税金資産小計 982,799百万円

評価性引当額 △946,430百万円

繰延税金資産合計 36,368百万円

繰延税金資産の純額 36,368百万円

なお、平成29年度から適用する連結納税制度を前提とした会計処理を行ったことにより、当事業年度末において評価性引当額が減少し、繰延税金資産合計が36,368百万円増加しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たりの純資産額 3,907円35銭

1株当たりの当期純利益額 319円69銭